第2章 発生段階ごとの対策

以下、発生段階ごとに主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として必要な対策を柔軟に選択し実施する。

第1節 未発生期

●想定状況

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的 に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

●対策の目的

- 1) 発生に備えて体制の整備及び準備を行う。
- 2) 関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める。

●対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を 怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県、関係団体との連携を図り、対応体制の 整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を 図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

(2) 体制整備及び連携強化

- ・ 関係各課との情報共有及び連携強化のため、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催する。
- ・ 県や他市等と相互に連携し、発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確

認、訓練を実施する。

- ・ 敦賀市における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定を進める。
- ・ 二州健康福祉センターが開催する地域調整会議等において、市医師会等及び 医療機関の関係者等と、地域の実情に合わせた運用面での検討を行う。

2 情報収集と情報提供

- ・ 国や県の発信する情報を収集する体制及び新型インフルエンザ等の発生時 に速やかに情報共有できる体制を整備する。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、二州健康福祉センターとの連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等 の設置、周知等の準備を進める。
- ・ 学校、保育所、幼稚園は集団発生や地域への 感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から保健衛生部局や教育委員 会と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供する。

3 予防・まん延の防止

- ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける 等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ 自らの発症が疑わしい場合は、二州健康福祉センターに連絡し、指示を仰ぎ、 感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策事項 について、理解促進を図る。
- ・ 市内の小中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の通所 施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ等発生に備え た対応について検討する。
- ・ 市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の特定接種については、市 が実施主体として接種を実施することとなるため、接種体制を整備しておく。
- 特定接種の対象となり得る市職員について把握し、厚生労働省に報告する。
- 国が実施する登録事業者の登録業務等について、必要に応じて協力する。

(2) 住民に対する予防接種

- ・ 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により実施 することとなっているため、接種が円滑に行えるよう、医師会、事業者、学 校関係者等と協力し、未発生期から体制の構築を図る。
- ・ 地域によって異なる人口や年齢層等を考慮し、学校や公民館を集団接種会場 として設定するほか、接種に携わる医療従事者や器具等の確保、住民への周 知や予約方法など円滑な接種にむけての準備を進める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療等

市は、二州健康福祉センターを中心とした地域調整会議等に参加し、二次医療圏を単位とした医療体制の整備に協力する。

(2) 発生時の要援護者への生活支援の準備

市は、県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援 (見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等 について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(3) 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等の整備を行う。

(4) 埋火葬の円滑な実施

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 海外発生期

●想定状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

●対策の目的

- 1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内(市内)発生に備えて体制の整備及び準備を行う。

●対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・市内で発生した場合には早期に発見できるよう国、県等が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を 促す。
- ・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民 経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの 接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

<u>1 実施体制</u>

市は、海外において新型インフルエンザ等が確認され、国及び県が対策本部を設置したときは、特措法に基づかない任意の対策本部会議を設置し、関係法令や市行動計画等に基づき、必要な対策を講じる。

2 情報収集と情報提供

- ・ 国や県の発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的方針を収集し、必要 に応じて市民に提供する。
- ・ 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国(県) からのQ&A等の情報に基づき、県のコールセンターと協力し適切に情報を提供 する。また、生活相談等広範囲な内容にも対応できるよう、各課の情報共有を円滑に行い対応する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から収集した情報の内容 を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、 県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

3 予防・まん延の防止

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、二州健康福祉センターとの連携の 下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供する。
- ・ 市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と連携し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- 市は、県が設置した帰国者・接触者相談センターについて、市民に周知する。
- ・ 市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、帰国者・ 接触者相談センター等を通じて、帰国者接触者外来を受診するよう市民へ周知す る。
- ・ 市内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業 等についての連絡体制を確認する。

<u>4 予防接種の実施</u>

(1) 特定接種

県と連携し、市職員の対象者に対して、集団接種を基本として、本人の同意を 得て特定接種を行う。

(2) 住民に対する予防接種

市は、県と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく、新臨時接種に関する接種体制の構築の準備を進める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療について

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(2)遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

第3節 県内未発生期

●想定状況

県外で新型インフルエンザ等が発生した状態

●対策の目的

市内発生に備えて体制の整備を行う

●対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が 少ない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応でき るよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・市内で発生した場合には早期に発見できるよう国、県等が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。
- ・海外や国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内 発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に 準備を促す。
- ・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民 経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの 接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

<u>1 実施体制</u>

新型インフルエンザ等対策本部会議を設置し、本市は基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

【緊急事態宣言がされた場合】

市は、緊急事態宣言がされた場合は、特措法第34条と敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく敦賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

2 情報収集と情報提供

- ・ 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
- · 学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- · 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 引き続き、県との協力体制の下、国が状況に応じて改訂したQ&A等の情報 に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の 体制の充実・強化を図る。また、生活相談等も含めた広範な対応ができるよう各課の対応を強化する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から収集した情報の 内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを 把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

3 予防・まん延の防止

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- ・ 市内発生に備え、市の施設の閉鎖及び市主催の催し物の中止について検討する。
- ・ 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の 把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、市立小・中 学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

4 予防接種の実施

(1)特定接種

特定接種の実施を進める。

(2) 住民に対する予防接種

国と連携し、行動計画に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の構築の準備を進める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療について

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう呼びかける。
- ・ 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよ う呼びかける。

(3) 埋火葬の円滑な実施

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第4節 県内発生早期

●想定状況

・県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者の接触歴が疫学調 査で追跡できる状態。

●対策の目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き 感染拡大防止策等を行う。
- ・政府対策本部が、県域に緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止 策等をとる。
- ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染 拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が 医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うと ともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の ための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速 やかに実施する。
- ※ 市は、県対策本部において決定し公表された発生段階の変更及び今後の対策等に ついて、適切に対応する。

1 実施体制

新型インフルエンザ等対策本部会議を設置し、本市は基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

【緊急事態宣言がされた場合】

市は、緊急事態宣言がされた場合は、特措法第34条と敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく敦賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

2 情報収集と情報提供

- ・ 国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生 情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、 混乱防止及び注意喚起を図る。
- ・ 市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝えるとともに、個人レベルでの感染予防策や患者となった場合の対応(受診の方法など)を周知する。
- ・ 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- · 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 県との協力体制の下、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを継続し、新型インフルエンザ等に関する情報提供及び相談体制の運営を強化する。

3 予防・まん延防止

- 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、 うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策、拡大防止策を徹底するよう 周知する。
- 市の施設の閉鎖及び市主催の催し物の中止について検討する。
- ・ 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の 把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

【緊急事態宣言がされた場合の措置】

市は、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う以下の要請に協力する。

1 外出制限等

県は特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間 を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しな いことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

2 施設の使用制限等(学校、保育所等)

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11

条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業 や入学試験の延期等)の要請を行う。なお当該要請を行った場合にはその施設 名を公表する。

3 施設の使用制限等(2以外の施設)

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

引き続き対策を継続する。

(2) 住民に対する予防接種

住民への接種(予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種)の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

さらに、住民への接種順位についても、政府対策本部が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて決定する。

- ・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て 接種を開始する。
- ・市は住民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校や公民館等公的な施設の活用により、接種会場を確保し、原則として、本市域内に居住する者を対象に集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定された臨時の予防接種を実施する。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療について

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

- ・帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター における相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
- ・患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来に限定した 診療体制から、内科・小児科診療を行う全ての医療機関でも診療する体 制に移行することを検討する。

【患者への対応】

- ・国と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。
- ・国と連携し、必要に応じて、衛生環境研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定検査は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR等の確定検査は重症者に限定して行う。
- ・国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居 者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御な く暴露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の 対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等 に移送する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市は、県と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。

(3) 遺体の火葬・安置

引き続き、市は火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、 一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画等で定めるところにより、 消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において水を安定的かつ適切に供給 するために必要な措置を講じる。

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、 まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容 すべきことを呼びかける。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

第5節 県内感染期

●想定状況

- ・県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、 又は、県内の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

●対策の目的

- 1)健康被害を最小限に抑える。
- 2) 医療体制を維持する。
- 3) 社会・経済機能を維持し、影響を最小限に抑える。

●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止 策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた感染拡大防止策は継続実施 する。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、必要な対策 の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷 を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・地域経済の影響を最大限に抑えるため 必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる 限り継続する。
- ・医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、 体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小若しくは中止する。
- ※ 市は、県対策本部において決定し公表された発生段階の変更及び今後の対策等について、適切に対応する。

1 実施体制

県内及び近県、市内の発生状況を把握し、政府対策本部が定めた基本的対処方針に基づき、健康被害及び生活・経済への影響を最小限に抑えるための対策を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(1)対策本部の設置

特措法に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(2)他の地方公共団体による代行、応援等

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣の措置の活用を行う。

2 情報収集と情報提供

- ・ 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ 等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供すると ともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- ・ 市は、特に市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策について情報を適切に提供する。
- 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 電話相談の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制 の運営を継続する。

3 予防・まん延防止

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数のものが居住する 施設等における感染対策を強化する。

引き続き、市民や関係者に対して次の要請を行う。

・ 市は、県と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチ

ケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・ 受診の勧奨を要請する。

- 市は、県と連携し、職場における感染症対策の徹底を要請する。
- ・ 患者対策として罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなる まで外出しないよう呼びかけを継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う以下の要請に協力する。

1 外出制限等

県は特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間 を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しな いことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

2 施設の使用制限等(学校、保育所等)

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業 や入学試験の延期等)の要請を行う。なお当該要請を行った場合にはその施設 名を公表する。

3 施設の使用制限等(2以外の施設)

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

引き続き対策を継続する。

(2) 住民に対する予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定された臨時の予防接種を実施する。

5 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 医療について

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう必要に応じて協力する。

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者 の入院措置を中止し、原則として内科・小児科診療を行う全ての医療機関にお いて、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。なお、県民に対し、受診の 際には事前に医療機関に電話等で連絡した上で受診するよう周知する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう医療機関に周知する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ 等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗イン フルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付するこ とについて国が示す対応方針を周知する。
- ・ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、県と連携し、必要に応じ実施される以下の対策に協力する。

県は国と連携し、医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、県と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての 適切な行動について、市民に呼びかける。
- ・ 県は、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び 売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて県内に 周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

1 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画等で定めるところにより、 消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給す るために必要な措置を講じる。

2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

3 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切 な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、 また買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要 に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請 を行う。
- ・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国 民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの 相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

4 要援護者への生活支援

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

5 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった 場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが 困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の 必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市 町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防 止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要 しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手 続を行うものとする。

第6節 小康期

●想定状況

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・大流行はいったん終息している状況

●対策の目的

市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

●対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、 医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に 回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報 提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

- ・新型インフルエンザ等対策本部は、国の小康期に入ったことの宣言を受けて、行動計画の再評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・市は緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を廃止する。また、政府及び県対策本部が廃止された時は、速やかに任意の対策本部を廃止する。

2 情報収集と情報提供

- ・市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発 生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。
- ・相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりま とめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

3 予防・まん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

4 予防接種の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がなされている場合】

市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

5 生活環境の保全・市民生活及び地域経済の安定に関する措置

不要な措置を解除し、不要となった対策を終了する。